住宅及び住宅用土地に係る不動産取得税の軽減申請提出書類一覧表

○ 添付資料

○:必ず添付　△:場合により添付

No.	資料の内容	左の説明	新築住宅・土地	新築未使用住宅・土地	既存住宅・土地	添付の有無（✔を記入）
1	不動産取得税申告書		○	○	○	
2	住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額申告書・還付申請書	特例適用（耐震基準適合既存）住宅の土地に対する不動産取得税の軽減措置を受ける場合に提出してください。	○	○	○	
3	取得した住宅に居住していることの証明書	住宅の所在地に住民登録がある場合は提出不要です。 住民登録がない場合は、自治会長や管理組合長による申立書など居住を証明する任意の書類を提出してください。 新築未使用住宅の場合、新築から1年以上経過している住宅の取得に限って提出してください。		○	○	
4	家屋の登記事項証明書	法務局で発行されます。 既に発行されたものをお持ちの場合は、その証明書を提出してください。	○	○	○	
5	不動産取得税の納税通知書（窓口申告の場合）	郵送により申告する場合、「10 マイナンバーを確認するための書類等」として使用することもありますので、県税事務所へお尋ねください。	○	○	○	
6	印鑑（窓口申告の場合）	共有の場合は、印鑑（認印可）がそれぞれ必要です。 郵送による申告の場合、申告書への押印漏れの無いようご注意ください。	○	○	○	
7	耐震基準適合証明書等	昭和56年12月31日以前に新築された住宅に対して、軽減措置を申請する場合に必要です。			△	
8	土地の登記事項全部証明書	土地と家屋の所有者が異なる場合に必要です。 住宅の新築日以降に発行されたものに限ります。 法務局で発行されます。 既に発行されたものをお持ちの場合は、その証明書を提出してください。	△			
9	長期優良住宅の認定通知書	長期優良住宅に対する軽減を申請する場合に必要です。 長期優良住宅とは、平成21年6月4日以降の新築で、県又は市の建築関係課による認定がされたものです。	△	△		
10	マイナンバーを確認するための書類等	上記1～2に記載されたマイナンバーを確認するため、本人確認措置として次のいずれかのもの（郵送による申告の場合はその写し）が必要となります。 ・個人番号カード（両面）　・通知カードと運転免許証等 ・その他法令で定められた書類	○	○	○	
11	口座振替願書	既に納められた不動産取得税の還付を、口座振替より受けられる場合に必要です。 漁業協同組合を除く国内の金融機関の、申告者名義の口座を申し出てください。	△	△	△	
12	返信用封筒（郵送による申告の場合）	郵送による申告で、上記3～4及び7～10の資料の返送を希望する場合、切手を貼って同封してください。 同封がない場合、資料の返送は行いませんので、あらかじめご了承ください。	△	△	△	